

## ・ライフライン等被害

### 電力

被災直後の停電率は、市内全域で9割程度、1週間程度で2%（天竜区）～18%（西区）まで停電が継続する。固定電話は、被災直後で9割（輻輳を含まない）が、1日経過後でも8割以上が不通となる。なお、応急復旧には2週間程度が必要と見込まれている。

### 上下水道

被災直後の上水道断水率は、市内全域でほぼ100%と想定されており、1週間後でも給水人口の6割以上が断水し、応急復旧に5～6週間程度が必要と見込まれている。

また被災直後の下水道機能支障率は、市内全域で7割以上、1週間後でも6割以上が排水困難となることが予測されている。上水道と同様に、応急復旧に5週間程度が必要と見込まれている。

### ガス

都市ガスは、被災直後および1日後で、市内の天竜区を除く全地域で100%が供給停止となり、1週間後でも85%（北区）～100%（浜北区）、1ヵ月後で35%（北区）～50%（浜北区）が供給停止と想定され、復旧には4～6週間程度が必要と見込まれている。

表7 電気・ガス等のライフライン状況一覧

項目	第4次 被害想定※1	参考（応急復旧状況）	
		阪神・淡路大震災※2	阪神・淡路大震災※3 (70%以上応急復旧)
電気	2週間程度	6日後：応急送電完了	約3日
電話（外線）	2週間程度	14日後：電話回線復旧	約2日
上下水道	約5～6週間	（上水道） 44日後：97%復旧	（上水道） 約20日
ガス	約4～6週間	59日後：87.5%復旧	約50日

※1 「第4次地震被害想定」平成25年6月 静岡県

※2 「阪神・淡路大震災－兵庫県の1年の記録」 兵庫県

※3 「阪神・淡路大震災調査報告書」 平成7年兵庫県南部地震東京都調査団

### III 市役所のインフラ状況

表8 インフラ状況一覧

必要資源	確保状況	根拠（対策状況等）や備考等
庁舎	災害対策本部室（本館4F） 本館、北館：耐震性能ランクⅡ 耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。	推定震度7
電力	備蓄燃料にて、72時間 燃料は、協定先から補給ができる（石油業協同組合等と燃料供給の協定を締結済み）。 ただし、本館及び北館の非常灯のみ（共に空調を除く）電力供給が可能である。	庁舎の非常電源は2種類 ①非常電源（軽油）の連続稼働時間は36時間、燃料備蓄量は6,000L ②非常電源（軽油）の連続稼働時間は36時間、燃料備蓄量は990L
電話	災害時優先電話30台 FAX3台（県防、自主防含む） 衛星携帯電話157台 県、消防、水道、区との連絡は、ホットライン使用	一般電話は、14日程度の輻輳が想定される。 被害地域外の東京事務所を中継として活用
インターネット	地域情報系ネットワークは、平常時と同様に利用可能である。	本庁舎・地域情報センターともに被害がなく、自営光ケーブルも被害がない場合かつ出先施設及び接続する商用回線に被害がない場合
防災行政無線	地域防災無線、同報無線は利用可能である。	中継局、移動局のバッテリーによる運転時間を把握する必要がある。 本庁舎・地域情報センターともに被害がなく、自営光ケーブルも被害がない場合、かつ同報無線装置のある協働センター施設及び接続する商用回線の被害がない場合
情報システム	ファイル共有サーバー、コアラは数時間、被害状況の確認のため使用できない可能性あり。 システム暫定再開は24時間後を想定する。 必要書類は予め紙で印刷しておく必要あり。	本庁舎・地域情報センターともに被害がなく、自営光ケーブルも被害がない場合かつ出先施設及び接続する商用回線に被害がない場合

執務環境	オフィス什器の転倒対策未実施が多く、片付けが必要になり、復旧業務が遅れる。また、勤務時間内に発災した場合、職員が負傷する可能性あり。	災害対策本部室の一部でオフィス什器固定を実施済
トイレ	1ヶ月程度使用できない可能性あり。 便袋を地下2階に本庁職員、中区職員合わせて、200セットを備蓄している。	ペール缶、便袋は、広域防災倉庫に一般市民と区別無く備蓄している。 近隣：三島楊子公園、東部やすらぎ公園
飲料水 食料等	職員専用の備蓄なし。 上水道は1ヶ月程度使用できない可能性あり。	最低3日分の食料・飲料水は職員が各自確保。
消耗品等 (用紙等)	コピー用紙は、コピー室等の備蓄を利用する。 プリンタートナーは、情報政策課在庫トナーを利用する。	

## IV 業務継続計画の発動基準の設定

浜松市業務継続計画の発動基準基準は浜松市地域防災計画に基づき以下のとおりとする。

### 発動基準（予知あり）

東海地震注意情報発令時、もしくは東海地震予知情報（警戒宣言）発令時

### 発動基準（予知なし）

下記の両方、もしくは一方が発生したとき、業務継続計画に準じた対応を発動する。

浜松市内において、震度5強以上の地震が観測されたとき

その他相当な被害が発生し、又は発生する恐れがあり、その対策のため第1次非常配備体制をとる必要があると市長（本部長）が判断したとき

### （参考）東海地震に関する情報

- ① 東海地震に関する調査情報（臨時）（業務継続計画対象外）
  - 異常現象が東海地震の前兆現象かどうか直ちに判断できない場合に発表される。
  - 社会状況：通常と変化はない
  - 職員：危機管理課、秘書課、土木部、区振興課、協働センターの職員は、情報収集を行う
- ② 東海地震注意情報
  - 東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。地震への対応準備が始まる。
  - 社会状況：児童生徒の帰宅（引渡し）を開始する。予知情報のような営業停止などはない。
  - 職員：第1次非常配備となり、該当の非常配備要員で地震対応への準備を行う。その他職員は、通常業務から徐々に優先的な通常業務へ移行する。
- ③ 東海地震予知情報（警戒宣言）
  - 東海地震が発生する恐れがあると判断された場合に予知情報が発表され、ほぼ同時に警戒宣言が発令される。
  - 社会状況：公共交通機関の運行停止、銀行の窓口営業中止（一部ATM使用可能）、病院は外来患者の診療の中止（急患除く）、道路の一部通行規制、電気・ガス・水道は使用可能、コンビニエンスストアはできる限り営業、デパート等の小売業者は営業を停止
  - 職員：第3次非常配備（全職員）となり、優先的な通常業務を行いながら、地震対応の準備を完了させる

## ▽職員参集割合

参集職員の検討については、表9の参集割合にて、応急・復旧復興業務及び災害時優先通常業務をおこなう。地震発生後の参集割合は「予知なし」の夜間・休日の参集割合を用いる。

なお、職員ローテーションは、13時間勤務（1時間引継ぎ）の2交代制で行うものとします。

### 職員参集割合

表9 職員参集割合

予知有無	時期	地震発生前		地震発生後					
		注意情報	予知情報	8時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	1ヶ月以内	
予知あり	終日	10割	10割	9割	9割	9割	9割	9割	
予知なし	平日 昼間	-	-	9割	9割	9割	9割	9割	
	夜間 休日	-	-	3割	4割	7割	9割	9割	
ローテーション		実施		非実施		実施			

※地震発生前の非常時優先通常業務においては、ローテーションは実施せず、通常の勤務体制とする。

※予知なし・地震発生後の平日昼間の参集割合は、オフィス什器を固定した場合である。

※職員の死亡・負傷者数を1割と見込む。

### 職員ローテーション

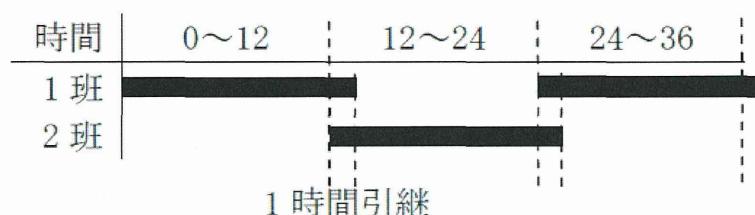


図2 職員ローテーション

## VI 災害対策本部室体制

災害対策本部室体制

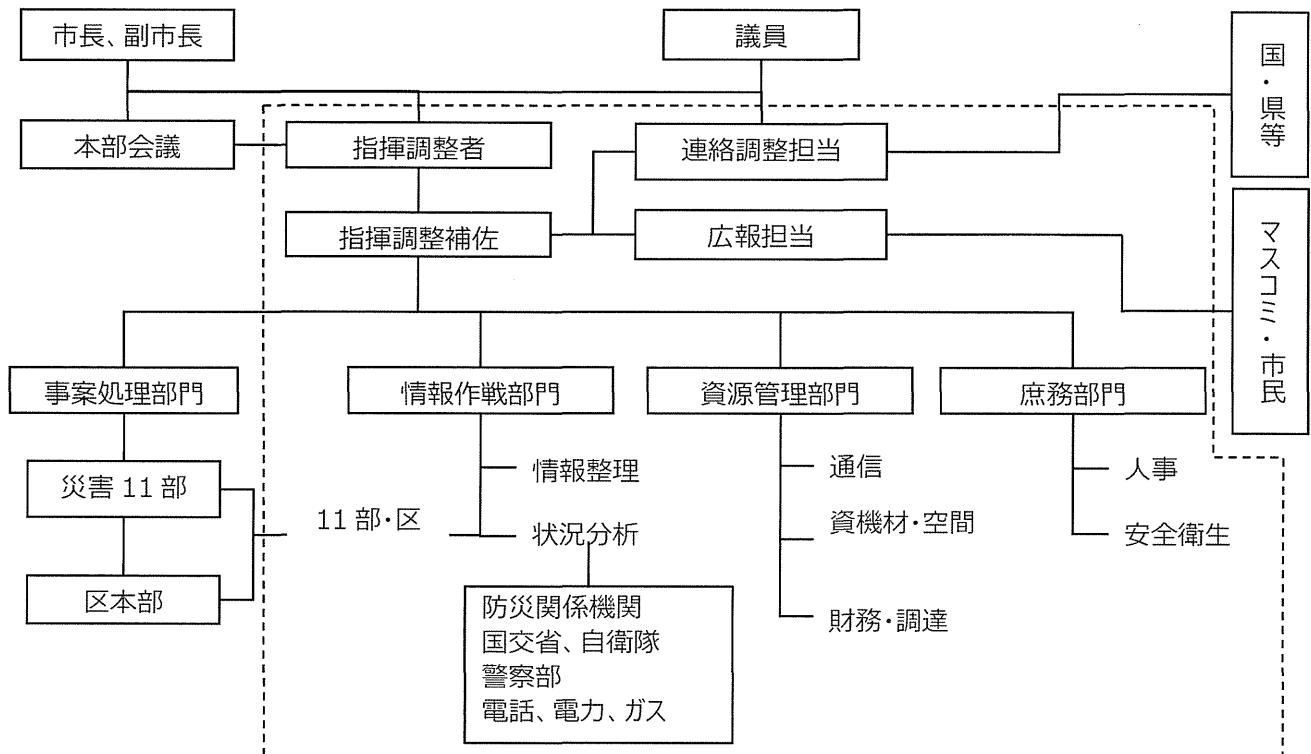


図3 災害対策本部室体制

# 災害対策本部室体制

表10 要員配置

機能	要員	発災~3日後										4日後~7日後										
		指揮調整者	指揮調整補佐	広報担当	連絡調整担当	情報作戦部門		資源管理部門		庶務部門		指揮調整者	指揮調整補佐	広報担当	連絡調整担当	情報作戦部門		資源管理部門		庶務部門		
						状況分析	情報整理	通信	間資機車両・空	財務・調達	人事	安全衛生				状況分析	情報整理	通信	間資機車両・空	財務・調達	人事	安全衛生
危機管理監	1	1											1									
経理部長	1	1										1	1									1
財務部長	1								1											1		
会計管理者	1										1											1
議会事務局長	1			1													1					
小計	5	2	0	1	0	0	1	2	2	0	1	0	0	1	2							
危機管理課	27	4	4	7	6	4	2			4	4	7	6	4	2							
東京事務所	6			6								6										
広聴広報課	15		15									15										
国際課	6			6								6										
情報政策課	29					29											29					
秘書課	10		2	8								2	8									
人事課	13								13											13		
職員厚生課	7								7												7	
貢献課	3					3											1	2				
アセトマネジメント推進課	21					21											21					
調査課	9						9											9				
政策法務課	4				4								4									
文書行政課	10				10								10									
会計課	11			11									7					4				
人事委員会事務局	4			4									4									
監査事務局	6			6									6									
議会総務課	4		4										4									
議事課	3			3									3									
調査抑制課	4				4												4					
11部派遣職員	25			25													25					
巡回職員	7				7												7					
アマチュア無線員	2				2												2					
小計	226	0	4	21	24	31	58	33	24	9	15	7	0	4	21	24	27	58	33	22	15	15
注意:予知訓練ローテーション考慮	108		10	12	15	29	16	12	4	7	3											
発災~8時間(3害収集)	63		6	7	9	17	9	7	2	4	2											
8~24時間(4害収集)	85		8	9	12	23	13	9	3	6	2											
24時間~3日(7害収集)	150		14	16	21	40	23	16	6	10	4											
ローテーション考慮(2日以降)	74		7	8	10	20	11	8	3	5	2											
3日超(9害収集)	195															18	21	24	52	29	19	13
ローテーション考慮	95															9	10	12	26	14	9	6

\*要員:応急対策要員の人数であり、この人数は非常時優先通常業務に従事する職員も含む。再任用職員含む。地区防災班員及び非常勤員。

## 災害対策本部室の業務分担

表 1 1 災害対策本部室の業務分担

階層	仕事内容	
指揮調整者	全体の統括責任者	
指揮調整補佐	指揮調整者を補佐	
広報担当	組織の危機対応を市民に周知する役割を担う。マスコミとの対応、HP 更新、同報無線が主な任務となる。	
連絡調整担当	災害対策本部からの要望を伝える役割、国・県との連絡をとる。また、市長、副市長及び議員との連絡を行う。	
情報作戦部門	状況分析	各部署・機関への要請や指示を行う。自衛隊、警察などの各組織から派遣される連絡担当者と連絡を行う。 危機そのものの現在の状況の把握、今後の見通しについて分析する。
	情報整理	各部署・機関から情報を受付け及び仕分けして、整理する。 また、危機対応の際に発生する文書を収集・管理する。
	資源管理部門	通信 無線、インターネット、ハイネスなどの通信機器の立上・保守を行う。
	資機材・空間・車両	防災資機材の管理、庁舎の施設管理・復旧、公用車の提供を主な任務とする。
	財務・調達	危機対応の予算措置、活動にもなる支出を管理する経費管理を行う。またモノの調達に関する契約を行う。
	庶務部門	人事 危機対応従事者の収集状況の把握、人材確保、ローテーション、勤務状況を記録する勤務管理を行う。
		安全衛生 危機対応にあたる人々の「職場労働安全管理」を担当する。現場での安全性の確保、対応者の交代などを監督する。
	事案処理部門	目前の危険の軽減、生命及び財産の保全、事態の統制並びに平常業務の復旧を中心とするあらゆる活動を行う。

## 職務代理者

表 1 2 職務代理者

職務代理の対象者	第 1 順位	第 2 順位
本部長（市長）	鈴木副市長	星野副市長
危機管理監	危機管理監代理	—

※職務代行者については浜松市地域防災計画に基づき定める。

※市長の職務代行は「浜松市規則第 105 号、市長の職務を代理する副市長の順序等を定める規則」によるものとする。

## VII連絡体制

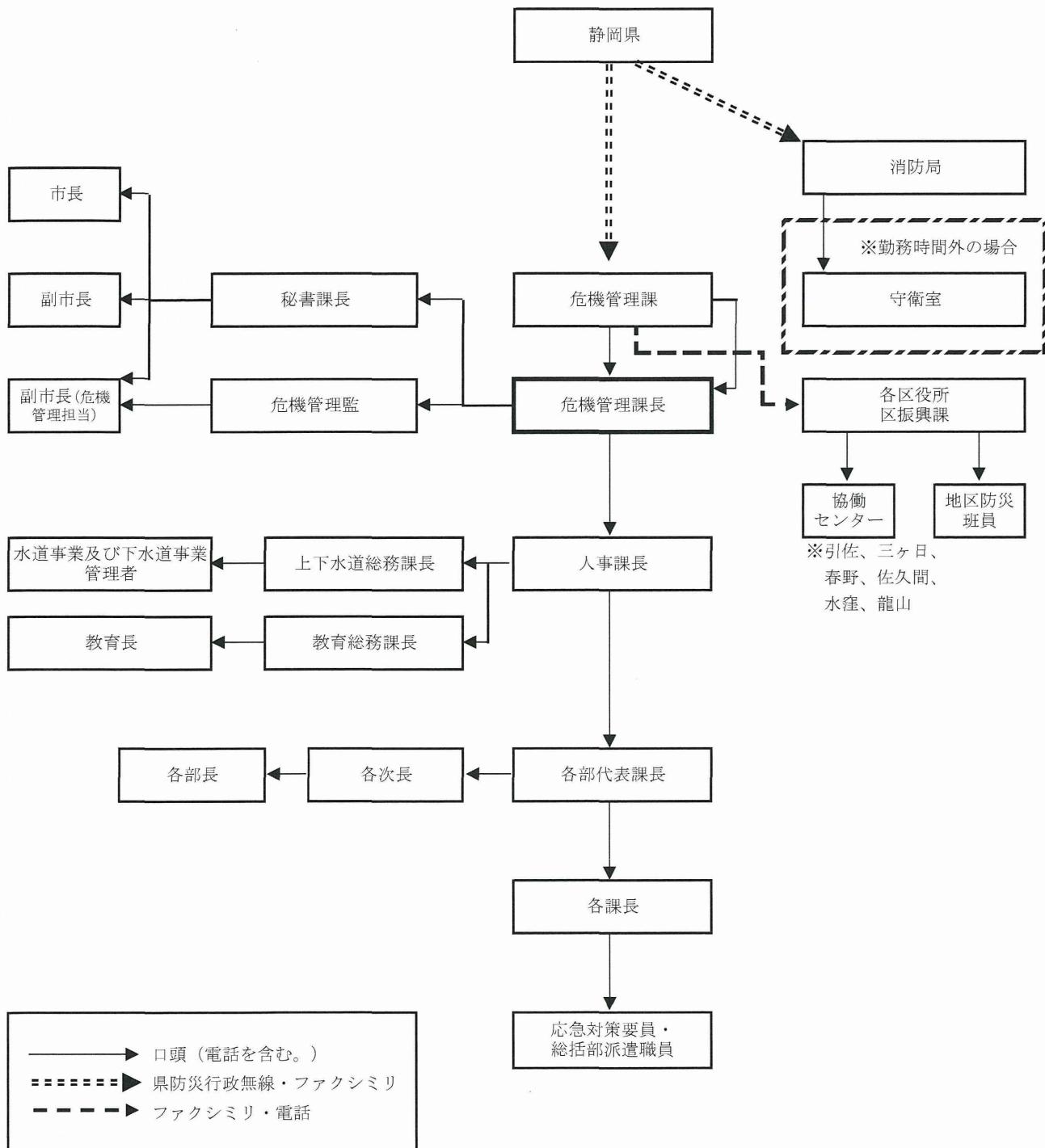
(1) 部署（災害対策本部室） 取扱注意

組織名	連絡先 電話	備考
指揮調整者、調整補佐		
連絡調整		
状況分析		
情報整理（受付）		
情報整理（データ入力）		
情報整理（データ入力）		
警備部		
医療救護・衛生部		
福祉支援部		
遺族・遺体部		
物資管理部		
家屋調査部		
建物判定・仮設部		
廃棄物処理部		
土木復旧部		
上下水道復旧部		
広報		
通信		
人事		
安全衛生		
自衛隊		
警察部		
中部電力		
国交省		
中部ガス		
NTT		
区本部用		
衛星携帯電話		
衛星携帯電話		
衛星携帯電話		
県ホットライン		
消防ホットライン		
水道ホットライン		
県防ファックス		
防災ファックス		
自主防ファックス		
ファックス		
ファックス		
地域防災無線		

(2) 庁内関係部署（拠点箇所） 取扱注意

組織名	電話	衛星携帯電話	FAX	地域防災 無線	備考
警備部					ホットライン有
医療救護・衛生部					
福祉支援部					
遺族・遺体部					
物資管理部					
家屋調査部					
建物判定・仮設部					
廃棄物処理部					
土木復旧部					
上下水道復旧部					
都市復興部					
中区本部					
<b>東区本部</b>					
<b>西区本部</b>					
<b>南区本部</b>					
<b>北区本部</b>					
浜北区本部					
<b>天竜区本部</b>					

## 配備連絡体制（地域防災計画 解説・運用編 2-14抜粋）



- ※1 庁内放送による連絡を行うとともに、職員緊急連絡・安否確認システムによる一斉通報を行う。
- 2 各部各課の連絡系統は、あらかじめ定めておくものとする。
- 3 消防局については、警防計画の定めにより連絡を行う。

## 防災関係機関、協定締結団体等（地域防災計画 解説運用編 12-6 参照）

### 1 公的機関

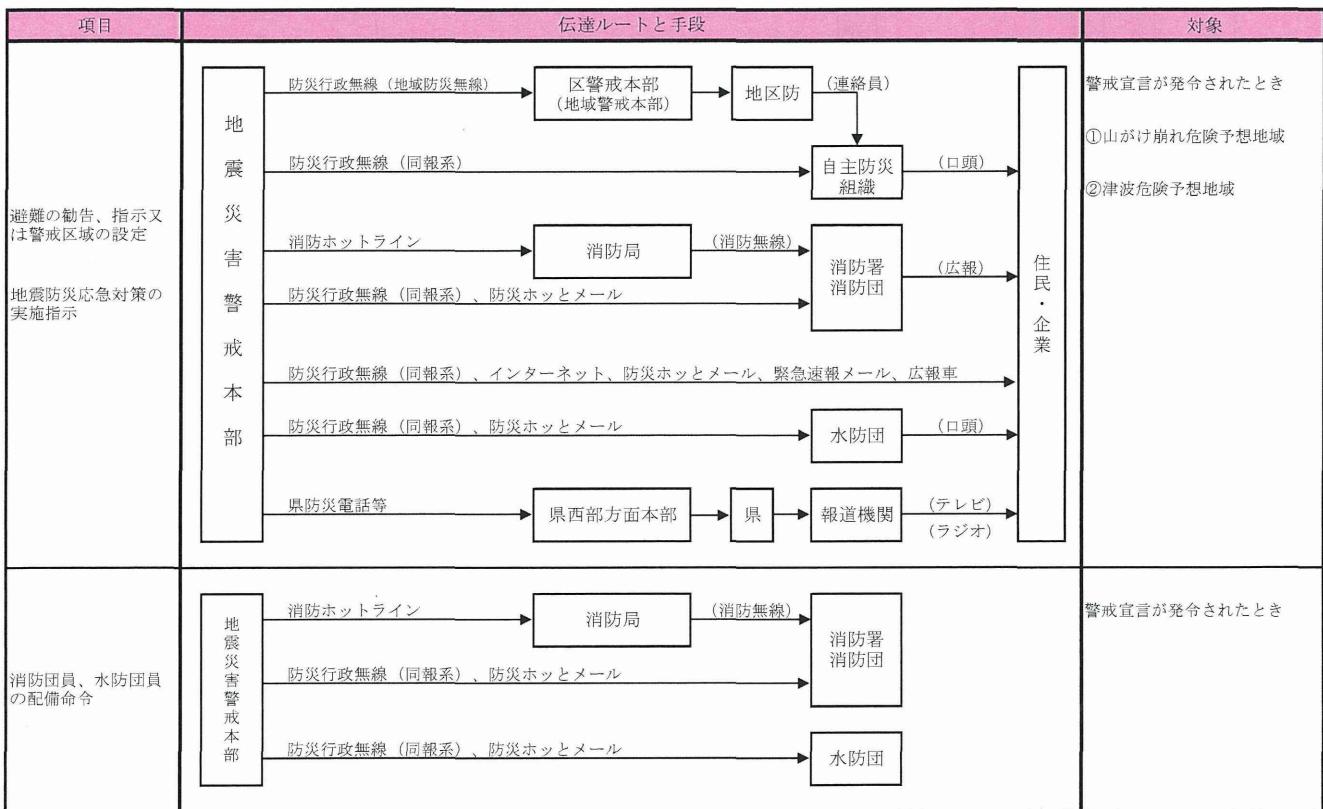
	協定の名称	締結年月日	締結機関	締結内容	部名
1	全国中央卸売市場協会関東支部災害時相互応援に関する協定	平成17年10月26日	中央卸売市場を開設する都市の内、市場開設者（宇都宮市、大宮市、千葉市、船橋市、東京都、横浜市、川崎市、藤沢市、甲府市、静岡（静岡市、清水市）、浜松市）	生鮮食料品の提供、搬送等	物資管理部
2	三遠南信災害時相互応援協定	平成8年6月27日	三遠南信地域の 5 9 市町村長	救出・救護、応急復旧等の職員派遣、資機材及び物資の提供、貸与、被災者の一時受け入れ等	総括部
		平成17年11月4日	協定内容の一部改正（3 5 市町村） （※H22.4.1現在、27市町村）		
3	県立高等学校「覚書」	平成14年4月1日	旧浜松市の県立高等学校 1 2 校長、浜松市長	避難地・避難所の協力応援等	総括部
		平成19年度に一部改正	県立高等学校 2 0 校長、浜松市長		
4	災害時において旨・費・義護学校を障害者専用避難所として指定することに関する覚書	平成15年4月1日	県立浜松盲・浜松聾・西部義護・浜松義護学校長、浜松市長	災害時要援護者専用避難所としての指定するための事項（4枚）	総括部
5	2)大都市災害時相互応援に関する協定	平成24年4月1日 (20都市から21都市に改定)	大都市の首長（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、浜松市）	救出・救護、応急復旧等の職員派遣、資機材及び物資の提供等	福祉支援部
6	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	平成20年9月1日	全国中央卸売市場協会加盟している50都市のうち47都市	生鮮食料品の提供、搬送等	物資管理部
7	災害時において学校法人静岡文化芸術大学を避難所として使用することに関する協定	平成21年2月24日	学校法人静岡文化芸術大学理事長、浜松市長	主に市中心部の買い物客等で、帰宅困難者となった者に対する避難場所の提供	総括部
8	外国人集住都市会議災害時相互応援協定	平成22年11月8日	外国人集住都市会議会員都市（伊勢崎市、太田市、群馬県大泉町、上田市、飯田市、大垣市、美濃加茂市、可児市、浜松市、富士市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市、豊橋市、豊田市、小牧市、知立市、津市、西日暮市、鈴鹿市、龟山市、伊賀市、長浜市、甲賀市、湖南市、絆桂市）	会員都市間で翻訳支援、通訳支援等の相互応援	総括部
9	一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定	平成13年3月30日	県内35市町の首長及び14一部事務組合長	施設又は業務の提供又はあっせん、一般廃棄物の処理に必要な職員等の派遣、一般廃棄物の処理に必要な物資等の提供又はあっせん等	廃棄物処理部

## 2 民間機関

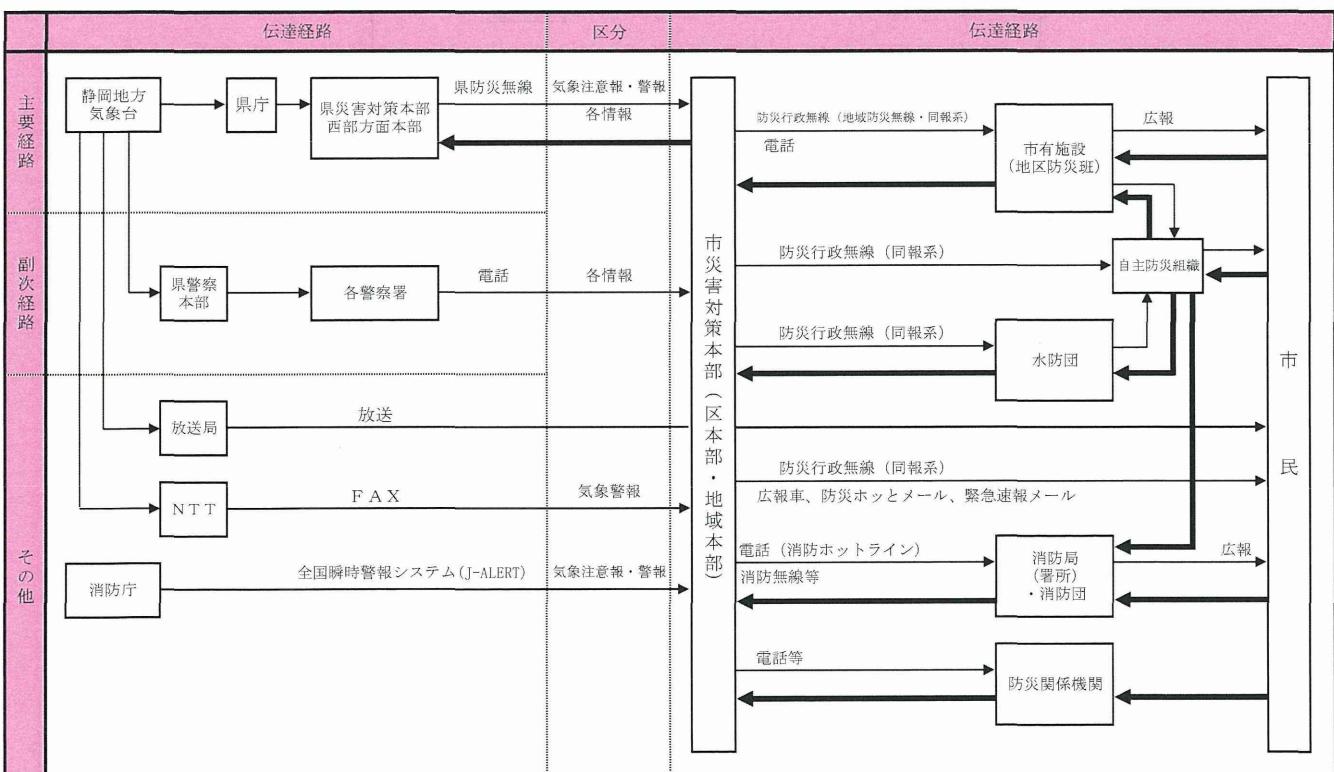
協定等の名称	締結年月日	締結機関	締結内容	部名
1 災害における放送要請に関する協定	昭和53年9月7日	日本放送協会浜松支局長、SBS静岡放送浜松支局長、浜松市長	災害対策基本法第57条の通信設備の優先利用等	総括部
2 災害における放送要請に関する協定	平成7年3月31日 平成7年7月20日	静岡エフエム代表取締役社長、浜松エフエム代表取締役社長、浜松市長	災害対策基本法第57条の通信設備の優先利用等	総括部
3 緊急情報放送に関する協定	平成8年5月1日	浜松エフエム放送株式会社社長、浜松市長	災害における放送設備の優先利用等	総括部
4 災害の救助又は救援に必要な物資の調達及び施設の提供に関する協定	平成8年7月8日	とひあ浜松農業協同組合代表理事組合長、浜松市長	調達物資及び提供施設の範囲、調達物資の価格、保有数量の報告等	物資管理部
5 災害の救助又は救援に必要な物資の調達に関する協定	平成8年7月18日	生活協同組合コープしおか理事長、浜松市長	調達物資の範囲、調達物資の価格、保有数量の報告等	物資管理部
6 災害支援協力に関する覚書	平成9年10月31日	浜松西郵便局長、浜松市内郵便局代理局、浜松市長	防災業務計画等に基づく活動	総括部
7 渔船による緊急輸送活動に関する協定	平成10年4月13日	静岡県、湖西市、舞阪町、新居町、雄踏町、穂江町、三ヶ日町、浜名漁業協同組合、浜松市	地震灾害における漁船による緊急輸送活動	物資管理部
8 災害時の医療救護活動に関する協定	平成11年3月23日	社団法人浜松市医師会会長、社団法人浜松市歯科医師会会長、社団法人浜松市薬剤師会会長、浜松市長	災害における医療従事者の派遣・搬送等	医療救護・衛生部
9 災害における雪きゅう自動車輸送の協力に関する浜松市と社団法人全国雪きゅう自動車協会との協定	平成11年3月23日	社団法人全国雪きゅう自動車協会会長・中部支部連合会長・静岡県支部長、浜松市長	災害発生における雪きゅう自動車による遭難の搬送及び死体の収容に必要な資機材の提供	遺族・遺体部
10 災害における市内私立学校に対する応援協力要請に関する覚書	平成11年3月25日	学校法人(私立学校) 9理事長、浜松市長	住民等の避難場所、ライフライン機関やボランティアの活動拠点としての協力応援等	総括部
11 災害における協力に関する協定	平成11年12月27日	社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長、浜松市長	災害発生における遭難の収容及び安置並びにこれらに必要な資機材・消耗品・施設等の提供	遺族・遺体部
12 災害の救助に必要な物資の調達に関する協定	平成13年11月1日	社団法人静岡県プロパンガス協会西部支部浜松地区長、浜松市長	調達物資の範囲、調達物資の価格、保有数量の報告等※H9.3.17に締結した協定書は廃止	物資管理部
13 協定書(災害時の旅客の避難誘導について)	平成13年12月25日	東海旅客鉄道株式会社静岡支社長、浜松市長	旅客の避難誘導、職員の配置及び避難旅客に対する物資・食料の提供	総括部
14 災害における応急対策活動の協力に関する協定	平成15年10月10日	浜松建設業協会会長、浜松市水道事業及び下水道事業管理者	資機材、車両及び人員の派遣等	上下水道復旧部
15 災害における緊急解体業務に関する協定	平成16年1月1日 平成22年5月20日 平成26年1月31日	静岡県西部解体工事業協会会長、一般社団法人静岡県解体工事業者協会、浜松市長	緊急輸送路等の確保に必要な被災建物の緊急解体工事	土木復旧部、警備部
16 アマチュア無線による災害情報の提供に関する協定	平成17年4月1日	社団法人日本アマチュア無線連盟静岡県支部長、アマチュア無線静岡県西部連絡協議会幹事、浜松市長	災害における災害情報等の提供	総括部
17 災害において老人福祉センターが災害時要援護者を収容することに関する覚書	平成17年4月1日	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会会長、浜松市長	高齢者等災害時要援護者の収容についての協力(8センター)	福祉支援部
18 災害における応急対策活動の協力に関する協定	平成18年4月1日	浜松上下水道共同組合理事長、浜北市上下水道指定工事人協同組合代表理事、天竜北浅上下水道協同組合理事長、韮江町水道工事協同組合長、三ヶ日町水道工事協同組合長、浜松市長	資機材、車両及び人員の派遣等	上下水道復旧部
19 災害の救助又は救援に必要な物資の調達に関する協定	平成18年9月1日	イオン株式会社中部カンパニー静岡事業部、浜松市長	災害の救助又は救援に必要な物資の調達、運搬(市内ジャスコ3店舗)(市野・浜松西・志都呂)	物資管理部
20 「浜松市建設OB会(防災エキスパート)」の活用に関する協定	平成18年11月24日	浜松市建設OB会(防災エキスパート)、浜松市長	登録を受けた会員の災害調査等活動に係る活用	土木復旧部
21 災害における応急対策業務に関する協定	平成18年12月20日	社団法人浜松建設業協会、浜松市長	道路、河川、急傾斜地崩壊防止、漁港、上下水道等の施設その他の公共建築物等に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務	土木復旧部
22 災害における応急対策業務に関する協定	平成18年12月20日	社団法人天竜建設業協会、浜松市長	道路、河川、急傾斜地崩壊防止、漁港、上下水道等の施設に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務	土木復旧部
23 災害における測量設計等業務に関する協定	平成18年12月20日	社団法人静岡県測量設計業協会、浜松市長	道路、河川、急傾斜地崩壊防止、漁港、上下水道等の施設に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の測量、設計、用地測量及び地図調査業務	土木復旧部
24 「静岡県防災エキスパート」の活用に関する協定	平成19年3月12日	NPO法人静岡県地域づくり研究会(県職OB)、浜松市長	登録を受けた会員の災害調査等活動に係る活用	土木復旧部
25 地震災害時の被災建物の応急危険度判定等に関する協定	平成24年6月11日	公益社団法人静岡県建築士会西部ブロック浜松地区、一般社団法人静岡県建築士事務所協会西部支部、浜松市長	被災建物の応急危険度判定などの業務協力	建物判定・仮設部
26 災害における応急対策業務に関する協定	平成19年3月20日	社団法人静岡県管工工業協会、浜松市長	公共建築物及びその敷地内に設置された給排水設備等に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務	総括部
27 災害における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定	平成19年3月20日	社団法人静岡県宅地建物取引業協会浜松支部、社団法人全日本不動産賃貸会静岡県本部、浜松市長	民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等	建物判定・仮設部
28 災害における電気設備の応急対策業務に関する協定	平成19年3月23日	社団法人静岡県電業協会、浜松市長	災害における電気設備の応急復旧	土木復旧部
29 災害における家屋被害認定調査に関する協定	平成20年12月10日	静岡県土地家屋調査会、浜松市長	市職員と連携した家屋被害調査の実施及び災証明発行業務に関する市民相談の補助	家屋調査部
30 災害における応急対策活動に関する協定	平成21年3月17日	社団法人静岡県造園緑地協会、浜松市長	倒路樹及び公園施設の被害調査並びに応急対策活動	建物判定・仮設部

31	インターネットにおける災害広報に関する協定	平成21年4月1日	ヤフー株式会社、浜松市長	市民に災害情報等を提供するにあたってのプロダクションの利用	総括部
32	災害時の化学物質影響調査に関する協定	平成21年8月26日	社団法人静岡県計量協会環境計量証明部会 西部支部、浜松市長	災害時における化学物質による影響状況の調査	廃棄物処理部
33	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	平成21年11月16日	浜松市ホテル旅館協同組合、浜松市長	災害時要援護者、他都市からの応援職員等が必要とする宿泊施設等の提供	福祉支援部
34	災害時における飲料供給に関する協定	平成21年12月24日	サントリーフーズ㈱、浜松市長	災害時における飲料水の供給	物資管理部
35	災害応急対策に必要な燃料の供給に関する協定	平成22年3月10日	静岡県石油業協同組合天竜支部、浜松市長	市有施設、市有車両等で必要となる燃料の供給	総括部
		平成22年3月29日	静岡県石油業協同組合北遠支部、浜松市長 浜松石油委託協同組合、浜松市長		
36	災害時における応急対策への協力に関する協定	平成22年3月29日	静岡県自動車整備振興会西部組合、浜松市長	車両の整備、応急活動用資機材の提供	総括部
37	大規模災害発生時における防疫活動に関する協定	平成22年5月25日	静岡県ベストコントロール協会 浜松市長	衛生害虫（ねずみ、ゴキブリ等）・鳥インフルエンザ、水害等の防疫活動	医療救護・衛生部
38	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	平成22年6月7日	館山寺温泉旅館組合 浜松市長	災害時要援護者、他都市からの応援職員等が必要とする宿泊施設等の提供	福祉支援部
39	災害時における福祉避難所の設営運営に関する協定	平成22年1月14日	社会福祉法人 聖隸福祉事業団ほか205 団体、浜松市長	大規模災害発生時におけるよう援護者のために開設する避難所の提供	福祉支援部
40	災害応急対策に必要な燃料の供給に関する協定	平成24年2月27日	富士物産株式会社ほか4社、浜松市長	大規模災害が発生した場合又は東海地震注意情報、東海地震予知情報等の東海地震に関連する情報が発表された場合における市有施設への燃料の供給	総括部
41	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	平成24年2月27日	株式会社カインズ、浜松市長	災害時における生活物資の供給	物資管理部
42	災害救助物資の供給等に関する協定	平成24年2月27日	株式会社ファミリーマート、浜松市長	災害時における物資の供給、運搬	物資管理部
43	災害時における電気の保安に関する協定	平成24年2月27日	財團法人中部電気保安協会静岡支部、浜松市長	災害時における市有施設の電気設備の保安、電気使用の安全確保、物資の提供	建物判定・仮設部
44	災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定	平成24年9月27日	株式会社エンジョー、浜松市長	災害時における生活物資の供給、運搬	物資管理部
45	NPO法人による災害時被災者支援に関する協定	平成24年9月24日	浜松市内NPO法人災害支援連携会議、浜松市長	災害時において行政の手が及び難い業務の支援	総括部
46	災害時相談業務等に関する浜松市と静岡県弁護士会との協定	平成25年3月25日	静岡県弁護士会、浜松市長	災害時における被災者への法律相談の支援	総括部
47	災害時における飲料供給の支援に関する協定	平成25年5月8日	株式会社伊藤園、浜松市長	災害時における飲料供給の支援	物資管理部
48	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	平成25年6月27日	セツツカートン株式会社、浜松市長	災害時における生活物資の供給支援	物資管理部
49	災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定	平成26年6月5日	静岡県司法書士会、浜松市長	災害時における司法書士相談業務の支援	総括部

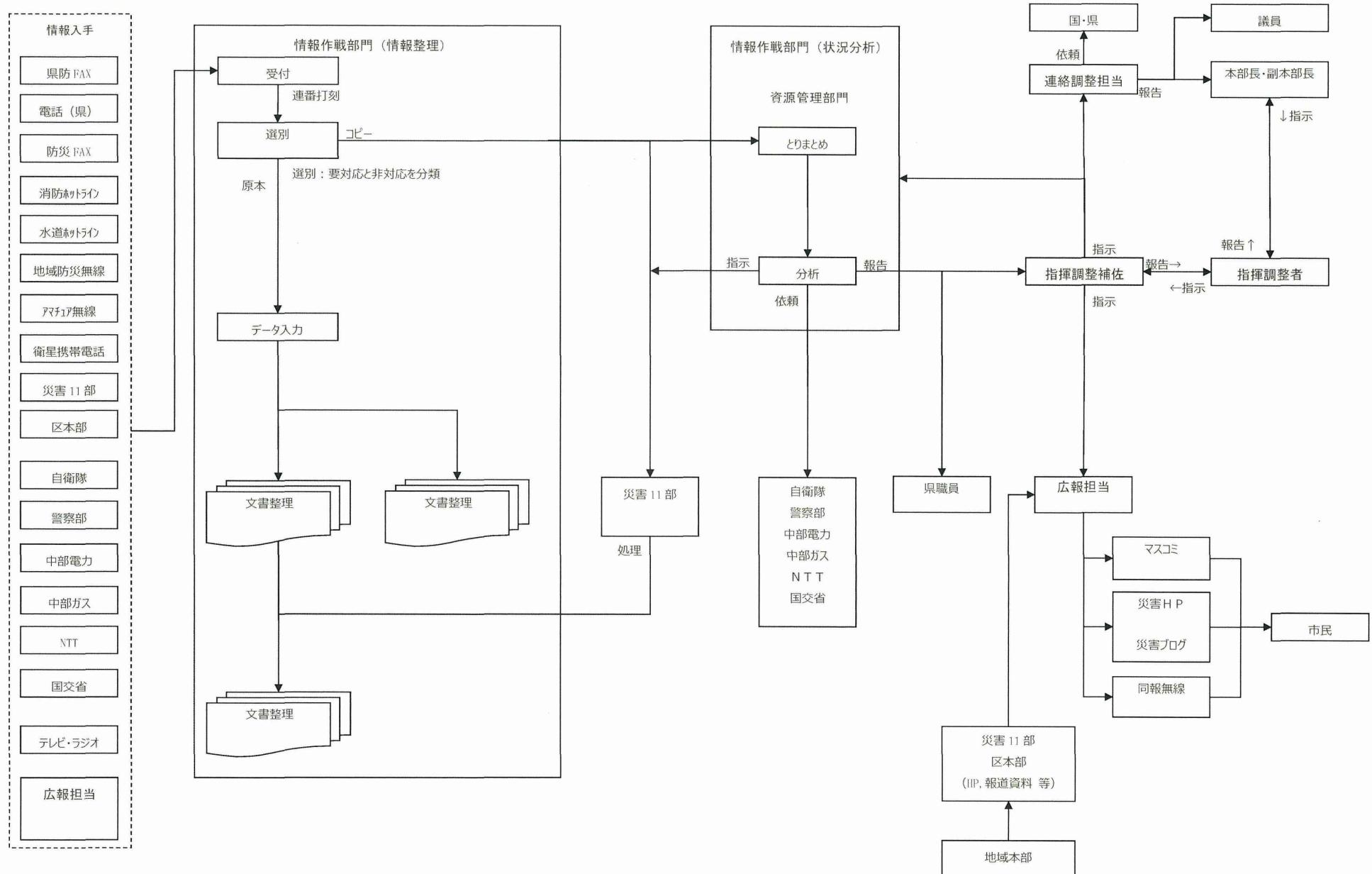
## VIII 警戒宣言発令時の情報伝達 (地域防災計画 解説・運用編 2-13抜粋)



通信情報網図 (地域防災計画 解説・運用編 2-11抜粋)



<災害対策本部室情報伝達ルート>



## IX 重要業務の抽出およびボトルネックの解消

### 重要業務の基本的な考え方

重要業務は、通常業務の中で優先的に行う必要がある「非常時優先通常業務」と、地域防災計画に明記している「応急対策業務」と「復旧復興業務」のうち優先度が高いもので構成する。各業務の主な業務内容を以下に示す。

表13 重要業務の内容

項目	主な業務内容
応急対策業務	救命業務、避難所設置・運営、救援物資の供給、受援など
優先度の高い復旧・復興業務	システム復旧・管理 復旧計画の策定、予算措置など
非常時優先業務	保育所等の市民ニーズの高い通常業務 生活保護者への給付など大規模な地震災害時につけても優先して実施すべき通常業務

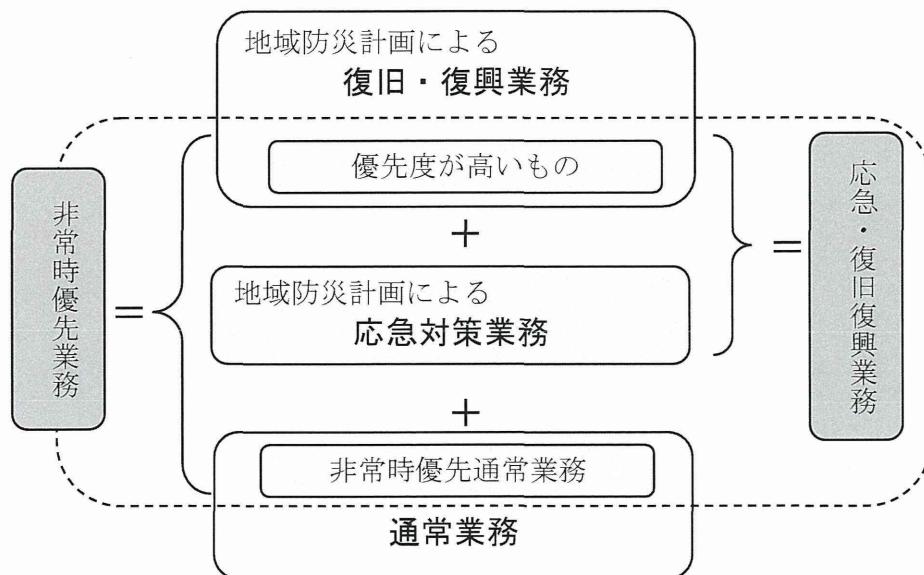


図5 業務継続計画の概念

## 重要業務の選定基準（評価基準の設定）

重要業務の優先度を設定するため、業務の遅れや中断による社会への影響度や行政への社会的な批判を、業務ごとに評価しました。浜松市の評価基準を具体化したものを表○に示します。

表14 浜松市の評価基準

優先度	対応すべき事項	行政への社会的な批判
1	・人命に関すること ・市民の被災者生活・生活再建 に関すること ・被災後の時間経過を勘案して 「そのとき」にしか出来ないこと	社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応が許容可能な範囲外であると考える
2	・上記以外で被災者から迅速な 対応が求められる事項	社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応が許容可能な範囲であると理解する
3	・庁内の複数の部署に影響する 事項 ・対応の遅れが庁内職員の生活 に影響する事項 ・被災者以外の市民の生活に関 ること	大部分の人はその行政対応が許容可能な範囲であると理解する

総括部の書式フォーマット 【広報（○）】【優先度1】【記載例】

対応班名：広聴広報班、重要業務（応急・復旧復興業務）名：電話対応

グループ	業務名	当該業務の作業手順 【箇条書きで簡潔に】	目標		
			当該業務の実施レベル	当該業務の着手時期	当該業務をルーチン化するまでに必要な時間
広聴広報	電話対応	① 電話対応者の配置 ② 市民・マスコミへの電話対応	市民・マスコミからの問い合わせに適切に対応する	注意情報、予知情報発令後または発災後すぐ	4時間

	地震発生前		地震発生からの経過時間				
	注意情報発令時	予知情報発令時	8時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	1ヶ月以内
必要人員数	2名	2名	2名	2名	4名	4名	—
必要施設・設備・資機材の具体的な内容	電話	電話	優先電話、衛星電話、庁内連絡用の無線、記録媒体（ホワイトボード等）	同左	同左	一般回線電話、携帯電話、優先電話、衛星電話、庁内連絡用の無線、記録媒体	—
必要な情報	▶ 気象庁から発表される東海地震注意情報	▶ 内閣総理大臣の警戒宣言の内容 ▶ 避難対象地域の避難勧告・指示の内容	▶ 避難所設営・運営状況	同左	▶ 被災者支援情報 ▶ 被災者に関する情報（死傷者、行方不明者など） ▶ 避難所設営・運営状況	▶ 被災者支援情報 ▶ 避難所設営・運営状況 ▶ 被災者に関する情報（死傷者、行方不明者など） ▶ 主要幹線道路等の復興状況	—
ボトルネック	—	—	▶ 優先電話番号および回線数 ▶ 必要な情報の収集手順・手段、順位付 ▶ コールセンターの未開設	▶ 電話回線数 ▶ 必要な情報の収集手順・手段、順位付 ▶ 繙続的な情報入手 ▶ コールセンターの未開設	同左	同左	—
ボトルネックの解消対策	—	—	▶ 優先電話番号、回線数の決定 ▶ 必要な情報の優先順位や、情報収集手順・手段の決定（庁内体制の構築） ▶ マスコミ対応専用の電話番号設定	同左	▶ 庁内担当部署別での電話対応	同左	—

# X 教育・訓練計画

表 15 教育・訓練計画

時期	名称	目的・内容
4月	職員情報伝達・参集訓練	<p>年度当初における市幹部職員の初動体制の確認と職員の防災意識の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各部・各班における情報伝達網を確認する</li> <li>新配備計画ができる間の非常時に対応できるように、地区防災班の暫定連絡体制を確認する</li> <li>浜松市職員緊急連絡・安否確認システムへの返信状況の把握及び登録を促進する</li> </ul>
5月	危機管理監研修	政策的な判断を迫られる事象をどう判断するかについて研修する
	部長・課長クラス研修	災害時の職員減少に伴い、応急・復旧対応及び優先通常業務を迅速かつ的確にマネジメントすることについて研修する
6月	地区防災班員研修	地区防災班員としての業務内容、テントやトイレ設営、発電機などの使用方法を研修する
	新規採用職員研修	浜松市の危機管理体制。市職員としての心構えを研修する
	土砂災害に対する訓練	地域の土砂災害危険個所や、避難経路を確認し、「自助・共助」の意識高揚を図る
8月	総合防災訓練	<p>大規模地震が突然発生したことを想定し、地震に関連する調査情報、注意情報、及び地震発生後における職員の防災知識・技能の向上を目指す。また、災害対策本部（総括部、11部、区本部、地域本部）の業務継続計画の検証を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種情報発令時の情報伝達</li> <li>各職員の役割分担の確認及び資機材の確認</li> <li>地震発生後の災害定時及び確定報告に係る情報収集・整理</li> <li>得られた情報からの的確な指示</li> </ul> <p>初期対応マニュアルの課題抽出</p>
9月	主任、副主幹研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の災害事例を基に「起こりえる事象を想定して先手を打つ」方法についてクロスロード等を用いて研修する</li> </ul>
	危機管理担当者研修	静岡県ふじのくに防災士養成講座（静岡県主催） 土砂災害、地震等の災害全般について研修し、静岡県ふじのくに防災士を取得する
12月	地域防災訓練	<p>大規模地震が突然発生したことを想定し、職員の防災知識・技能の向上を目指す。また、災害対策本部（総括部、11部、区本部）の業務継続計画の検証を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各職員の役割分担の確認及び資機材の確認</li> <li>地震発生後の災害定時及び確定報告に係る情報収集・整理</li> <li>得られた情報からの的確な指示</li> </ul>
1月	地域防災訓練 オペレーション訓練	東海地震等の大規模地震が突然発生したことを想定し、発生 72 時間以内の初期対応を主体に実施し、職員の防災知識・技能の向上を目指す。
2月	危機管理担当者	図上訓練・広報コース（人と防災未来センター主催）
3月	津波避難訓練	津波に対する正しい知識の普及を図るとともに、緊急避難場所や避難経路の点検等を通じて、津波避難における課題を再確認解決する契機としている
適宜	部門別訓練	総括部、災害 11 部の部門別訓練を実施する